平成２２年（フ）第８１号
京都府南丹市園部町小山西町大垣内39番地16
債務者　奥村　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
山口県山陽小野田市大字西高泊3511番地
債務者　多谷トミ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１６３５号
仙台市太白区中田４丁目６番２号　中田市営住宅２棟301
債務者　ＭＥＧＵＲＯ　ＦＬＯＲＩＣＥＬ　ＬＵＣＥＲＯ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
群馬県館林市松原３丁目８番地の３
債務者　新井裕美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２２７号
千葉市稲毛区稲毛東４丁目８番７号ハイツ大越201号
債務者　朝倉　玲子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２８３号
千葉市稲毛区稲毛東５丁目５番15号コーポリバティＡ号棟102号
債務者　小山　健一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５１号
千葉市花見川区畑町1853番地５
債務者　高橋　　綾
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３５５号
千葉市花見川区花見川１番８棟202号
債務者　池田　沖成
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８８号
千葉県習志野市東習志野２丁目１番14号
債務者　小倉　照子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９０号
千葉県船橋市金杉７丁目38番２号
債務者　澤田るみ子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９７号
千葉県市川市二俣530番地　特別養護老人ホームホワイト市川別館
債務者　三橋　文夫
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４００号
千葉県浦安市高洲２丁目６番１―304号　浦安高洲県営住宅
債務者　石長川　衛
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１３号
千葉県船橋市二和東６丁目24番５号　サンハイツ202号
債務者　万字　広児
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１５号
千葉県船橋市高根台１丁目２番293棟508号
債務者　山田　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４１６号
千葉県船橋市高根台１丁目２番293棟508号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５８号
千葉県船橋市松が丘１丁目46番６号　木村方
債務者　津田久美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５１号
神奈川県厚木市下依知908番地　メープルハイム107
債務者　山川リカルドこと　ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＭＯＮＤＲＡＧＯＮ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＭＡＮＵＥＬ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部